

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 11 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間において次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和3年7月15日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和3年3月25日 阿蘇郡高森町上色見 地内	有限会社菊鹿運輸 （車両所有者） 大型貨物自動車	3,288,157円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。